

## 中分類 36 — 電気機械器具製造業

### 總 説

この中分類は、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変圧及び利用を行う機械器具の製造に従事する事業所をいう。

家庭用電気器具の製造に従事するものは、この分類に入るが、モーター直結、又は取付式モーター付機械を製造する事業所は中分類 35 に分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

361

発電、送電、配電及び産業用電気機械器具製造業

8611

配線器具及び配線附属品製造業（絶縁紙布及びマイカを除く）

主として配線器具（プラグ、キャップ附属品、差込口、ランプソケット、電線受口、スイッチ）及び配線附属品（電柱用金物、導線連結、高架ツロリー線材料、信号用、鉄道用配線器具）等の製造に従事する事業所をいう。

陶磁器製絶縁材料は細分類 8244 に、ガラス絶縁材料は細分類 3212 に分類されるが、導管及び附属品、避雷器はこゝに入る。主として照明器具の製造を行うものは細分類 3461 に分類される。

○パネル盤製造業；プラグ製造業；ソケット製造業；スイッチ製造業（動力、発電用以外のもの）；電柱用金物製造業；導線連結器製造業；鉄道用配線器具製造業；配線附属品製造業；避雷器製造業；ケーブルヘッド製造業

×絶縁材料製造業（陶磁器製）〔8244〕、（ガラス製）〔3212〕；照明器具製造業〔3461〕

8612

絶縁紙布製造業

主として電気絶縁用布及び紙製品の製造に従事する事業所をいう。主な製品はエンパイヤクロス、エンパイヤチューブ、エンパイヤテープ、エンパイヤペーパー、ブラックテープ、ゴムテープ等である。

○絶縁紙製造業；絶縁布製造業；絶縁テープ製造業；ブラックテープ製造業；ワニスクロス製造業；ワニスチューブ製造業；エンパイヤクロス、ペーパー製造業；エンパイヤチューブ製造業

8613

絶縁マイカ製造業

主として雲母を主材料とする各種電気絶縁用雲母絶縁材料の製造に従事する事業所をいう。主な製品は型造雲母、整流子雲母、耐熱雲母、可撓雲母、紙雲母、

### 中分類35—電気機械器具製造業

雲母テープ等である。但し、雲母の精製を行う事業所は細分類 3296 に分類される。

○絶縁マイカ製造業；電気機械器具用マイカ製造業；整流子雲母製造業；耐熱雲母製造業；可撓雲母製造業；紙雲母製造業；雲母テープ製造業

×雲母精製業〔3296〕；雲母板製造業〔3299〕

#### 8614 電動機、発電機及び電動発電機製造業

主として一般産業用の電動機、発電機及び電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービン等により駆動される発電機装置の製造に従事する事業所をいう。

但し、自動車に取り付ける電動機、発電機を製造するものは細分類 3641 に分類される。

○発電機製造業；電動発電機製造業

×電動機、発電機製造業（自動車、鉄道車輛用のもの）〔3641〕

#### 8615 変圧器製造業

主として送配電用の変圧器の製造に従事する事業所をいう。

無線周波及び低周波変圧器、コイル、チョーク等は細分類 8661 に分類される。

○変圧器製造業（送配電用、シグナル用、呼鈴用、玩具用）

×無線通信用変圧器製造業（高周波及び低周波用）〔8661〕

#### 8616 開閉装置、配電盤及び電力制御装置製造業

主としてスイッチギヤ、スイッチボード及び一般産業用の電気制御装置の製造に従事する事業所をいう。

主な製品はスイッチ、回路遮断器、コンタクター及び類似の一般工業用スイッチボード、スイッチボード及び配電函、制御用及び計器用板、フューズ装置及び類似スイッチ板装置及び補充品、電動機用始動機及び制御器、電磁ブレーキ、電子検定指示装置及び位置調整装置等の工業用制御装置等である。

○スイッチ製造業（電力用のもの）；配電盤製造業；抵抗器製造業（電力用）；フューズ装置及び補充品製造業（電力用）；コントローラー製造業（車輛用を除く）；電磁ブレーキ製造業；配電盤、開閉装置、制御装置補充品製造業

#### 8617 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置、電極保持具及びその他の溶接装置の製造に従事する事業所をいう。主としてガス溶接装置の製造を行う事業所は細分類 8542 に分類される。

○電気溶接装置製造業；電極保持具製造業（溶接用）

×ガス溶接装置製造業〔8542〕

### 中分類36—電気機械器具製造業

8619 他に分類されない産業用電気機械器具製造業

主として窯炉類、熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置、及び器具の製造に従事する事業所をいう。

○電熱装置製造業（窯炉用）；整流器製造業（産業用）；高周波熱装置製造業；交流機製造業；蓄電器製造業（無線用を除く）；半田コテ製造業（電気式）

362 電気器具製造業

8621 電気器具製造業

主として加熱用、調理用及びその他の目的に用いられる家庭用及び商業用電気器具の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は家庭用電熱器、電気板、湯沸器、焙焼器、パン焼器及び扇風機等である。主として家庭用洗濯器、営業用洗濯器、ドライクリーニング機及びプレス機の製造に従事する事業所は細分類 3589 に、ミシンは細分類 3584 に、主として機械的及び吸収冷凍機の製造を行うものは細分類 3585 に分類される。

○電熱器製造業（家庭用、商業用）；電気コンロ製造業；電気アイロン製造業；調理器製造業（電気式のもの）；扇風機製造業（産業用を除く）；湯沸器（電熱式）  
×洗濯機製造業〔3589〕；電気冷蔵庫製造業〔3585〕；冷凍機製造業〔3585〕；扇風機製造業（産業用）〔3574〕

363 絶縁電線及び電纜製造業

8631 絶縁電線及び電纜製造業

購入した裸線から絶縁あるいは鍍装電線及び電纜の製造を行う事業所をいう。購入した棒材から電線の引抜きを行うとともに、絶縁電線の製造を行う事業所は中分類 33 に分類される。

○被覆電線製造業（購入した電線によるもの）；エナメル線製造業（購入した電線によるもの）；ケーブル線製造業（購入した電線によるもの）；コード製造業（購入した電線によるもの）；電線製造業（購入した電線より絶縁線を製造するもの）  
×裸電線製造業〔33〕；電線製造業（絶縁電線を製造しないもの）〔33〕

364 自動車及び鉄道車輛用電気装置製造業

8641 自動車及び鉄道車輛用電気装置製造業

主として自動車用、及び鉄道車輛用電気装置の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は自動車用始動モーター及び発電機、鉄道車輛モーター、蓄電池式自動車及びガソリン及びディーゼル乗合自動車、貨物自動車の電気式制禦装置及び点火栓、マグネット、コイル及びデストリビューターを含む内燃機関用点火装置等である。

○電動機製造業（自動車及び鉄道車輛用）；電気制禦装置製造業（自動車及び鉄道

中分類36—電気機械器具製造業

車輛用); 点火栓; 点火装置製造業 (自動車及び鉄道車輛用内燃機関のもの)

365

電球製造業

3651

電球製造業

主として電球及び類似の光源の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は白熱電球、及び螢光燈、写真フラッシュ用電球及びその他の電氣的  
光源等である。紫外線及び赤外線用電気治療ランプの製造を行うものは細分類  
3693 に、電気照明器具の製造を行うものは細分類3461 に、電球用ガラスの製造  
を行うものは中分類 32 に分類される。

○映写機用ランプ製造業; ネオンランプ製造業; 螢光燈製造業; 白熱電球製造業  
フラッシュランプ製造業

×紫外線ランプ製造業 [3693]; 赤外線ランプ製造業 [3693]; 電気照明器具製造  
業 [3461]; 電球バルブ製造業 [3212]

366

通信機械器具及び関連機械器具製造業

3661

無線通信機械器具及び関連機械器具並びに蓄音機製造業

主として無線通信機械器具、テレビジョン、各種無線應用探知機、超音波應用機  
械器具、電気音響機械器具及び無線應用機械器具の製造に従事する事業所をいう。  
ラジオ受信機、電気蓄音機、通信用無線測定器、無線用部分品、超短波機械器具  
を製造する事業所もここに含まれる。

主としてラジオ受信、發信用真空管の製造を行う事業所は細分類 3662 に分類  
され、直流及び營業用周波数計測器は細分類 3671 に分類される。

○電気蓄音機製造業; 蓄音機製造業; ラジオ受信機製造業 (真空管を除く); ラジ  
オ送信機製造業 (真空管を除く); 拡声装置製造業; レーダー製造業; ラジオ受信  
機部分品 (真空管を除く) 製造業; ラジオ送信機部分品製造業 (真空管を除く);  
スピーカー製造業 (ラジオ用); マイクロフォン (ラジオ用) 製造業; 録音機製造業  
×ラジオ真空管製造業 [3662]; レコード製造業 (蓄音機用) [3663]; 電気計測器  
製造業 [3671]

3662

ラジオ真空管製造業

主としてラジオ受信、送信用真空管及び通信用真空管を製造する事業所をいう。

主としてラジオ用以外の電子管を製造する事業所は細分類 3693 に分類される。

○真空管製造業 (ラジオ送受信用)

×真空管製造業 (ラジオ用以外のもの) [3693]

3663

音盤製造業

主として蓄音機のレコード及びレコード原盤を製造する事業所をいう。

3664

有線通信機械器具及び関連機械器具製造業

中分類36—電気機械器具製造業

主として電話機、交換機、電信機、傳送装置及びその他の有線通信機械器具及び同附属品、部分品の製造に従事する事業所をいう。

主として無線電信及び電話の機械器具の製造に従事する事業所は細分類 3661 に、ラジオ真空管を製造するものは細分類 3662 に分類される。

8669 ○電信機製造業（有線のもの）；電話機製造業（有線のもの）；電話交換機製造業他に分類されない通信機械器具及び関連機械器具製造業

主として電気信号装置、音響信号装置、盗難警報機、交通信号機、鉄道信号装置等のような他に分類されない電気通信装置の製造に従事する事業所をいう。

○電鈴製造業；電気信号機製造業；警報機製造業；鉄道信号機製造業；自動轉轍機製造業

367 電気計測機、記録器及び電子應用測定装置製造業

8671 電気計測機、記録器及び電子應用測定装置製造業

主としてポケット型、携帯型又は記録式の電気計量指示機械器具及び通信用以外の電子應用による測定装置の製造に従事する事業所をいう。

主な製品はボルトメーター、アンメーター、ワットメーター、ワットアワーマーター、需要メーターその他の計器、指示計器類及びオツシログラフ並に電子顕微鏡等である。

○電圧計製造業；電流計製造業；電力計製造業；積算電力計製造業；電波計製造業；テスター製造業；メガー製造業；メーター用変圧器製造業；オツシログラフ製造業；電子顕微鏡製造業

369 その他の電気機械器具製造業

8691 蓄電池製造業

8692 一次電池（乾電池、湯電池）製造業

8693 レントゲン及び治療器具製造業

主として電気治療及び医療用電気機械器具、レントゲン線装置の製造に従事する事業所をいう。

○電気治療機械器具製造業；レントゲン装置及び器具製造業；レントゲン管製造業

8694 ラジオ真空管以外の電子製造業

主としてラジオ及び通信用以外の機械器具用電子管の製造に従事する事業所をいう。

○水銀整流管製造業；ブラウン管製造業；機器用電子管（通信用を除く）製造業×通信用真空管製造業〔3662〕

8695 電気産業用炭素及び黒鉛製品製造業

中分類36—電気機械器具製造業

主として灯火用カーボン、カーボン、黒鉛及び金属黒鉛ブラッシュ資材、炭素又は黒鉛電極及びその他の黒鉛製品の製造に従事する事業所をいう。人造黒鉛を製造する事業所で黒鉛製品を作らないものは細分類 2814 に分類される。

○黒鉛電極製造業；黒鉛ブラッシュ製造業；電極製造業（カーボン、黒鉛）、カーボンブラッシュ資材（炭素棒、炭素板）製造業

×黒鉛製造業（黒鉛製品を製造しないもの）〔2814〕

8696 電球及び真空管用タングステン及びモリブデン製品製造業

主として電球、真空管、織糸用のタングステン、モリブデン線、棒、板の製造に従事する事業所をいう。

○電球、真空管用タングステン製造業；電球、真空管用モリブデン製造業

8699 他に分類されない電気機械器具製造業

主として電球用口金、聴音機（電気式）、のような他に分類されない電気機械器具の製造に従事する事業所をいう。

○電球口金製造業；聴音機製造業（電気式）